

平成 26 年 10 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人 品質管理本部
アカウンティング・サポート部

「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公開草案に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から 2014 年 7 月 31 日付で公表されました「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下、「修正国際基準」）の公開草案に対して、コメントを表明する機会をいただきお礼申し上げます。

私どものコメントを、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

我々は、国際財務報告基準（IFRS）の設定主体である国際会計基準審議会（IASB）及び IFRS 財団の活動、並びに、IASB が策定した IFRS（以下、「IFRS」又は「ピュアな IFRS」）が「削除又は修正」されることなくアドプションされることを支持している。

企業会計審議会により 2013 年 6 月に公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」）に示されている通り、単一で高品質な国際会計基準を策定するというグローバルの目標のために我が国が主体的に取り組むこと、及び IFRS の任意適用の積上げをまずは図ることが重要である。究極的に単一で高品質な国際基準が達成されることを目指す中で、IFRS のエンドースメント手続は我が国における IFRS の適用を促進するための取組みである点、及び、本公開草案で提案されている限定的な「削除又は修正」を「当面の取扱い」とであると位置づける点に我々は同意する。

公開草案に付された個別の質問項目に対する我々のコメントについては、次頁以降に記載する。

質問項目

質問 1

修正国際基準の構成について（「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公開草案の公表にあたって」（以下「公表にあたって」という。）第 14 項～第 16 項）

本公開草案では、国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）に直接「削除又は修正」することなく、「削除又は修正」した箇所について企業会計基準委員会による修正会計基準を公表する方式を採用しています。この方式を採用する理由は次のとおりです。

- (1) 財務諸表利用者が「削除又は修正」の内容を容易に識別できるようになる。
- (2) 「削除又は修正」を行った理由をより明瞭に示すために、主要な論点ごとに修正会計基準にまとめることが適切と考えられる。
- (3) 修正国際基準が IFRS から派生したものであることがより明らかになると考えられる。

このように「削除又は修正」を行った箇所について、企業会計基準委員会による修正会計基準を公表する方式を採用したことに関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

「削除又は修正」を行った箇所について、企業会計基準委員会による修正会計基準を公表する方式を採用したことに関して、特に異論はない。

質問 2

エンドースメント手続の意義について（「公表にあたって」第 8 項～第 11 項）

本公開草案では、「当面の方針」において示された内容を踏まえ、エンドースメント手続の意義として以下の事項を挙げています。

- (1) 我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることにより、IFRS をより柔軟に受け入れることができる。
- (2) エンドースメント手続の整備、運用を行い、IASB による検討過程において、IFRS の開発に対して我が国の考え方を適切に表明していくことにより、我が国において受け入れ可能な会計基準等の開発を IASB に促すことが期待される。また、これ

らのプロセスを通じて、我が国の市場関係者における IFRS への理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論が深まることが期待される。

- (3) 任意適用を積み上げていくうえで、より我が国の実情に即した適用を可能とするために、実務上の困難さがあるものに関するガイダンスや教育文書の開発について検討を行っていく

ここで挙げられたエンドースメント手続の意義に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

上記に挙げられたエンドースメント手続の意義が、「公表にあたって」の本旨に従って達成される前提であれば異論はない。なお、我々としては、エンドースメント手続を整備・運用することによって IASB への意見発信を適時・適切に行うことに資するものとなること、及び、その過程を通じて、「ピュア IFRS」の高品質化につながる「裾野の広い議論」が行われるものと考えている

質問 3

「削除又は修正」の判断基準について（「公表にあたって」第 19 項～第 23 項）

本公開草案では、IASB により公表された会計基準等をエンドースメントする際の判断基準として、「当面の方針」に基づき、公益及び投資者保護の観点から、例えば、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案しています。また、そのうえで「削除又は修正」は必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することが適切であるとしています。

この判断基準に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

上記に記された判断基準について、特に異論はない。

質問 4

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」について

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」では、のれんの非償却に関する規定について「削除又は修正」を行うことを提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」を行う内容及び結論の背景に記載されている「削除又は修正」を行う理由について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、企業結合で取得した無形資産の識別などの関連する論点については、「削除又は修正」を必要最小限にするなどの理由で「削除又は修正」を行わないことを提案しています。この点についても、同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

のれんは「投資原価の一部であり、企業結合後の成果に対応させて費用計上すべきものであり、償却すべき資産」（「公表にあたって」第27項）として、償却が提案されている点について、特に異論はない。

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理（案）」J-58A項(b)では、のれんの償却を耐用年数にわたり定額法その他の合理的な方法により規則的に償却するものとし、その耐用年数を、その効果の及ぶ期間によるが20年を超えてはならないものとしている。この点については、のれんの効果が及ぶ期間は各企業の状況により判断されるべきものであるので、年数の上限を明示する必要はないものとする。また、20年という上限を規定することにより、仮に上限がなければより短い年数から検討が始められるところ、20年をベースに検討が開始される結果、企業の状況を反映した耐用年数での償却が実施されない可能性もあると思われる。

このような観点から、償却限度年数については、さらに審議する必要があると考える。

質問5

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」について

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」では、その他の包括利益項目のノンリサイクリング処理に関する規定について「削除又は修正」することを提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」を行う内容及び結論の背景に記載されている「削除又は修正」を行う理由について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、確定給付制度債務に関する過去勤務費用などの関連する論点については、「削除又は修正」を必要最小限にするなどの理由で「削除又は修正」を行わないことを提案しています。この点についても、同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」J-122A 項では、「その他の包括利益に認識し資本の独立の区分に累積していた確定給付負債又は資産（純額）の再測定は、原則として各期の発生額について、従業員の平均残存勤務期間（予想される退職時から現在までの平均的な期間）で按分した額を、每期その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替える」ことが提案されている。この点については、たとえば、閉鎖型の終身年金制度を採用している場合には、「平均残存勤務期間」を採用することは、退職給付の支払期間を適切に反映するものとは言えないことなども考慮し、リサイクリングの期間やその方法については、より慎重な議論が必要であると考えられる。

質問6

その他の項目の「削除又は修正」の必要性について

本公開草案で「削除又は修正」を行うことを提案している項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

【コメント】

他に削除又は修正を行うべき項目はないと考える。

質問7

ガイダンスや教育文書の開発について（「公表にあたって」第35項～第38項）

本公開草案では、IFRS の任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもののうち、会計基準の適用、解釈に関する項目については、今後、我が国で IFRS の任意適用を積み上げていくために、IFRS を適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS 解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、規範性を有するガイダンスの開発を検討し、また、国内における議論を踏まえて規範性を有しない教育文書の開発を検討することを提案しています。

このようなガイダンスや教育文書の開発について、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

本公開草案には、具体的なガイダンスや教育文書に関する提案は含まれていないが、今後、それらのあり方も含め検討を行う予定であるとの記載があること（「公表にあたって」第37項）から、この点を踏まえて、以下をコメントする。

- ガイダンスや教育文書の位置づけを明らかにすべきである。上記の質問項目中には「規範性を有するガイダンス」及び「規範性を有しない教育文書」という記載があるが、「公表にあたって」などの文書にて、位置づけが明示されることを期待する。
- 貴委員会が「規範性を有するガイダンス」を作成し、そのガイダンスの対象となる基準が「ピュア IFRS」に係るものである場合には、すでに我が国内において「ピュア IFRS」を適用している企業の実務を阻害することを避けるため、事前に IFRS 解釈指針委員会に論点を提出して議論を確認することが必要と考える。
- 我が国内において、すでに「ピュア IFRS」を適用した企業が複数存在し徐々に増加傾向にあることを踏まえ、貴委員会が作成するガイダンスや教育文書がこれらの企業へ及ぼす影響については、特に慎重に検討すべきと考えられる。

質問 8

その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

本公開草案は、初度エンドースメント手続として、2012 年 12 月 31 日現在で IASB により公表されている会計基準等を対象としているが、「修正国際基準の適用（案）」に示されるように「財務報告に関する概念フレームワーク」は採択されておらず、「修正国際基準」に適用される概念フレームワークは明確にされていない。このため、「修正国際基準」を採用した企業が、取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる基準及び解釈指針が存在しない場合（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第 10 項及び第 11 項）において、会計方針を策定し適用する際に判断に持ちうる対象となる概念フレームワークが不明瞭である、もしくは、存在しないと考えられ、この規定の適用方法を明らかにすることが必要と考える。

以 上